平成２８年（フ）第３６号
大分県臼杵市大字市浜624番地の18
破産者　安達　良平
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７５号
大分県別府市大字内竈1154番地の６
破産者　井上　　馨
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３９６号
大分県由布市挾間町下市296番地４
破産者　小野　暢子
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２１９号
青森市西滝２丁目14番９号
破産者　賀山　育子
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３８号
青森市西大野４丁目１番地４　秀和レジデンス山下105号
破産者　林　　幸一
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６９７号
神奈川県秦野市千村１丁目16番７号　第２コーポ山本　101号、前住所神奈川県平塚市真田４丁目32番61号
破産者　山田　眞義
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１号
長野県上田市上田原1189番地２
破産者　横関　　茂
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第２２号
岐阜県羽島市足近町２丁目228番地１
破産者　武山　　豊
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１８４号
愛知県豊橋市飯村町字高山10番地の210
破産者　宮林　啓子（旧姓菅谷）
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２００号
愛知県豊橋市飯村町字高山10番地の210
破産者　宮林久美子
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２６２号
滋賀県栗東市大橋１丁目７番38号
破産者　小寺　玲子
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１５２号
京都府向日市上植野町芝ケ本１番地の17
破産者　真学館こと　松岡　哲平
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２４４号
京都市上京区葭屋町通中立売上る福大明神町110番地　サーパス一条503号、前住所岐阜県安八郡安八町大明神136番地の６　サテライト三共201号
破産者　小山　茂樹
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７０９号
広島県安芸郡府中町本町４丁目９番10―404号
破産者　久保田準二
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３２４号
大分県津久見市大字千怒2783番地
破産者　戸髙　文正
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２９年（フ）第９号
茨城県潮来市日の出１丁目12番地42　日の出サンハイツ101
破産者　三田　由希
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第１１号
茨城県神栖市神栖３丁目１番16号
破産者　高木麻理子（旧姓橋本）
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第１５号
茨城県神栖市波崎9530番地
破産者　神保　義和
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第３３号
千葉県流山市江戸川台西２丁目297番地の１第８サンライズ203
破産者　富樫　　宏
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６１号
千葉県松戸市栄町７丁目571番地の33
破産者　伊東　惠子
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７９号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷１丁目11番28―104号
破産者　佐藤　厚子
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部